

静岡県告示第161号

児童福祉法施行細則第21条第1項の規定による本人又はその扶養義務者の負担する費用の徴収額（昭和63年静岡県告示第642号の3）の一部を次のように改正する。

令和2年3月13日

静岡県知事 川勝平太

改正前				改正後			
<p>児童福祉法施行細則第21条第1項の規定による本人（以下「措置児童等」という。）又はその扶養義務者の負担する費用の徴収額は、措置児童等（母子生活支援施設に入所している保護者又は助産施設の入所妊産婦の各月初日の年齢が20歳以上である場合を含む。）単位に、表の施設種別及び各月初日の措置児童等及び措置児童等の属する世帯の扶養義務者（自立援助ホーム（児童福祉法第6条の3第1項による事業を行う住居をいう。以下同じ。）の入所児童の扶養義務者は除く。）の税額等による階層区分によって定まる基準額を徴収額とする。</p>				<p>児童福祉法施行細則第21条第1項の規定による本人（以下「措置児童等」という。）又はその扶養義務者の負担する費用の徴収額は、措置児童等（母子生活支援施設に入所している保護者又は助産施設の入所妊産婦の各月初日の年齢が20歳以上である場合を含む。）単位に、表の施設種別及び各月初日の措置児童等及び措置児童等の属する世帯の扶養義務者（自立援助ホーム（児童福祉法第6条の3第1項による事業を行う住居をいう。以下同じ。）の入所児童の扶養義務者は除く。）の税額等による階層区分によって定まる基準額を徴収額とする。</p>			
表1				表1-1（令和元年6月30日まで）			
	各月初日の措置児童等の属する世帯の階層区分	入所施設	母子生活支援施設及び自立援助ホーム		各月初日の措置児童等の属する世帯の階層区分	入所施設	母子生活支援施設及び自立援助ホーム
階層区分	定義	徴収金基準額（月額）	徴収金基準額（月額）	階層区分	定義	徴収金基準額（月額）	徴収金基準額（月額）
	(略)				(略)		
備考	1 この表のC1階層における「均等割の額」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、C2階層における「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、同法附			備考	1 この表のC1階層における「均等割の額」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、C2階層における「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、同法附		

則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第6項の規定は適用しないものとする。)の額をいう。なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があつた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。

2～3 (略)

4 児童の属する世帯の階層がB階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、上表の規定にかかわらず、当該階層の徴収金基準額は0円とする。

① (略)

② 「母子世帯等」……母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第1項に規定する「配偶者のない女子」及び同条第2項に規定する「配偶者のない男子」であつて、民法(明治29年法律第89号)第877条の規定に基づき現に児童を扶養しているものの世帯

③～④ (略)

5 次の(1)から(3)までのいずれかに該当する者については、地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなし、その者の前年の所得(1月から6月までの間の利用においては、前々年とする。以下同じ。)が同法第295条の規定に該当するときは、市町村民税非課税として取扱う。

また、上記により寡婦又は寡夫とみなした者(母又は父を除く。)であつて、市町村民税非課税として取り扱う者以外の者については、1における所得割の額を計算する場合には、総所得金額、退職所

則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第6項の規定は適用しないものとする。)の額をいう。なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があつた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。

2～3 (略)

4 児童の属する世帯の階層がB階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、上表の規定にかかわらず、当該階層の徴収金基準額は0円とする。

① (略)

② 「母子世帯等」……母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条(昭和39年法律第129号)第1項に規定する「配偶者のない女子」及び同条第2項に規定する「配偶者のない男子」であつて、民法(明治29年法律第89号)第877条の規定に基づき現に児童を扶養しているものの世帯

③～④ (略)

5 次の(1)から(3)までのいずれかに該当する者については、地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなし、その者の前年の所得(地方税法第292条第1項第13号に規定する所得金額の合計額。1月から6月までの間の利用においては、前々年とする。以下同じ。)が同法第295条第1項第2号の規定に該当するときは、市町村民税非課税として取扱う。

また、上記により寡婦又は寡夫とみなした者(母又は父を除く。)であつて、市町村民税非課税として取り扱う者以外の

得金額又は山林所得金額から、(1)又は(3)に該当する場合にあっては26万円を、(2)に該当する場合にあっては30万円を控除するものとし、2における所得税の額を計算する場合には、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から、(1)又は(3)に該当する場合にあっては27万円を、(2)に該当する場合にあっては35万円を控除するものとする。

(1) 婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもののうち、扶養親族その他その者と生計を一にする子（前年の所得（地方税法第313条第1項に規定する所得の合計額。以下同じ。）が所得税法第86条第1項の規定により控除される額（以下「基礎控除額」という。）以下である子（他の者の控除対象配偶者又は扶養親族である者を除く。以下同じ。))を有するもの（(2)に掲げる者を除く。)

(2) (略)

(3) 婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもののうち、その者と生計を一にする子（前年の所得が基礎控除額以下である子）を有し、前年の所得が500万円以下であるもの

6 (略)

7 (1) 法第22条に規定する助産施設の実施は、その妊産婦が次のいずれかに該当するときに行わないものとする。

ア～イ (略)

(2) (略)

者については、1における所得割の額を計算する場合には、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の合計から、(1)又は(3)に該当する場合にあっては26万円を、(2)に該当する場合にあっては30万円を控除するものとし、2における所得税の額を計算する場合には、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の合計から、(1)又は(3)に該当する場合にあっては27万円を、(2)に該当する場合にあっては35万円を控除するものとする。

(1) 婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもののうち、扶養親族その他その者と生計を一にする子（前年の所得（地方税法第313条第1項に規定する所得の合計額。以下同じ。）が所得税法第86条第1項の規定により控除される額（以下「基礎控除額」という。）以下である子（他の者の同一生計配偶者又は扶養親族である者を除く。以下同じ。))を有するもの（(2)に掲げる者を除く。)

(2) (略)

(3) 婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもののうち、その者と生計を一にする子（前年の所得が基礎控除額以下である子）を有し、かつ、前年の所得が500万円以下であるもの

6 (略)

7 (1) 児童福祉法第22条に規定する助産施設の実施は、その妊産婦が次のいずれかに該当するときに行わないものとする。

ア～イ (略)

(2) (略)

表 1-2 (令和元年7月1日から)

各月初日の措置児童等の属する世帯の階層区分		入所施設	母子生活支援施設及び自立援助ホーム
階層区分	定義	徴収金基準額(月額)	徴収金基準額(月額)
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0 円	0 円
B	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯	2,200	1,100
C	A階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額が均等割の額のみ(所得割の額のない世帯)	4,500	2,200
D	A階層及 以下	9,000円 以下	6,600 3,300

<u>1</u>	びC				
<u>D</u>	<u>2</u>	階層	<u>9,001円</u>	<u>9,000</u>	<u>4,500</u>
		を除	から		
<u>D</u>	<u>3</u>	き当	<u>27,000円</u>		
		該年	まで		
<u>D</u>	<u>4</u>	度分	<u>27,001円</u>	<u>13,500</u>	<u>6,700</u>
		の市	から		
<u>D</u>	<u>5</u>	町村	<u>57,000円</u>		
		民税	まで		
<u>D</u>	<u>6</u>	の課	<u>57,001円</u>	<u>18,700</u>	<u>9,300</u>
		税世	から		
<u>D</u>	<u>7</u>	帯で	<u>93,000円</u>		
		あつ	まで		
<u>D</u>	<u>8</u>	て、	<u>93,001円</u>	<u>29,000</u>	<u>14,500</u>
		その	から		
<u>D</u>	<u>9</u>	市町	<u>177,300円</u>		
		村民	まで		
<u>D</u>	<u>10</u>	税所		その月の	
		得割		その措置	
<u>D</u>	<u>11</u>	の額		児童等に	
		の区		かかる措	
<u>D</u>	<u>12</u>	分が		置費の支	
		次の	<u>177,301円</u>	弁額（全	
<u>D</u>	<u>13</u>	区分	から	額徴収。	
		に該	<u>258,100円</u>	ただし、	<u>20,600</u>
<u>D</u>	<u>14</u>	当す	まで	その額が	
		る世		<u>41,200円</u>	
<u>D</u>	<u>15</u>	帯		を超える	
				ときは	
<u>D</u>	<u>16</u>			<u>41,200円</u>	
				とする。）	
<u>D</u>	<u>17</u>		<u>258,101円</u>	その月の	その月の
			から	その措置	その措置
<u>D</u>	<u>18</u>		<u>348,100円</u>	児童等に	児童等に
			まで	かかる措	かかる措
				置費の支	置費の支

			<u>弁額（全額徴収。ただし、その額が54,200円を超えるときは54,200円とする。）</u>	<u>弁額（全額徴収。ただし、その額が27,100円を超えるときは27,100円とする。）</u>
	D 8	<u>348,101円から456,100円まで</u>	その月の その措置 児童等に かかる措 置費の支 弁額（全 額徴収。 ただし、 その額が 68,700円 を超える ときは 68,700円 とする。）	その月の その措置 児童等に かかる措 置費の支 弁額（全 額徴収。 ただし、 その額が 34,300円 を超える ときは 34,300円 とする。）
	D 9	<u>456,101円から583,200円まで</u>	その月の その措置 児童等に かかる措 置費の支 弁額（全 額徴収。 ただし、 その額が 85,000円 を超える ときは 85,000円	その月の その措置 児童等に かかる措 置費の支 弁額（全 額徴収。 ただし、 その額が 42,500円 を超える ときは 42,500円

								とする。)	とする。)
				<u>D</u> <u>10</u>	583,201円 から 704,000円 まで	その月の その措置 児童等に かかる措 置費の支 弁額 (全 額徴収。 ただし、 その額が 102,900円 を超える ときは 102,900円 とする。)	その月の その措置 児童等に かかる措 置費の支 弁額 (全 額徴収。 ただし、 その額が 51,400円 を超える ときは 51,400円 とする。)		
				<u>D</u> <u>11</u>	704,001円 から 852,000円 まで	その月の その措置 児童等に かかる措 置費の支 弁額 (全 額徴収。 ただし、 その額が 122,500円 を超える ときは 122,500円 とする。)	その月の その措置 児童等に かかる措 置費の支 弁額 (全 額徴収。 ただし、 その額が 61,200円 を超える ときは 61,200円 とする。)		
				<u>D</u> <u>12</u>	852,001円 から 1,044,000円 まで	その月の その措置 児童等に かかる措 置費の支 弁額 (全 額徴収。 ただし、 その額が 122,500円 を超える ときは 122,500円 とする。)	その月の その措置 児童等に かかる措 置費の支 弁額 (全 額徴収。 ただし、 その額が 61,200円 を超える ときは 61,200円 とする。)		

			ただし、 その額が 143,800円 を超える ときは 143,800円 とする。)	ただし、 その額が 71,900円 を超える ときは 71,900円 とする。)
	D 13	1,044,001円 から 1,225,500円 まで	その月の その措置 児童等に 係る措置 費の支弁 額（全額 徴収。た だし、そ の額が 166,600円 を超える ときは 166,600円 とする。)	その月の その措置 児童等に 係る措置 費の支弁 額（全額 徴収。た だし、そ の額が 83,300円 を超える ときは 83,300円 とする。)
	D 14	1,225,501円 から 1,426,500円 まで	その月の その措置 児童等に かかる措 置費の支 弁額（全 額徴収。 ただし、 その額が 191,200円 を超える ときは 191,200円 とする。)	その月の その措置 児童等に かかる措 置費の支 弁額（全 額徴収。 ただし、 その額が 95,600円 を超える ときは 95,600円 とする。)
		1,426,501円	全額徴収	全額徴収

D 15		以上		
備考	<p>1 この表のC階層における「均等割の額」とは、<u>地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、D1～D15階層における「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第6項の規定は適用しないものとする。）の額をいう。</u> <u>なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。</u></p> <p>2 <u>階層区分の認定について、平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」の規定によって再計算しない取扱いを原則とする。</u> <u>ただし、令和元年6月30日以前から引き続き入所している本人又はその扶養義務者から徴収金を徴収する場合であって、改正後の規定により計算される額が、改正前の規定により計算される額を超える場合における徴収金の額は、なお従前の例による。</u></p> <p>3 <u>前項の規定にかかわらず、入所した本人又はその扶養義務者から、令和元年7月1日から施行日の属する月の末日までに採られた措置に係る徴収金を徴収する場合であって、改正後の規定により計算</u></p>			

される額が、改正前の規定により計算される額を超える場合における徴収金の額は、なお従前の例による。

4 所得割の額を算定する場合には、措置児童等及びその措置児童等の属する世帯の扶養義務者が指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。

5 この表の「入所施設」とは、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院、助産施設、ファミリーホーム及び里親をいう。

6 児童の属する世帯の階層がB階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、上表の規定にかかわらず、当該階層の徴収金基準額は0円とする。

① 「単身世帯」……扶養義務者のいない世帯（自立援助ホームの入所児童は単身世帯とみなす。）

② 「母子世帯等」……母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する「配偶者のない女子」及び同条第2項に規定する「配偶者のない男子」であって、民法（明治29年法律第89号）第877条の規定に基づき現に児童を扶養しているものの世帯

③ 「在宅障害児（者）（社会福祉施設に措置された児童（者）、児童福祉法第24条の2により障害児入所施設を利用する児童、障害者の日常生活及び社

会生活を総合的に支援するための法律
(以下「障害者総合支援法」という。)
(平成17年法律第123号) 第6条の自
立支援給付の受給者(障害者総合支援
法第5条第6項、第7項、第12項、第
13項及び第14項のサービスに限る。)又
は障害者総合支援法附則第22条の特定
旧法受給者を除く。)のいる世帯」…次
に掲げる児(者)を有する世帯をい
う。

ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律
第283号)第15条に定める身体障害
者手帳の交付を受けた者

イ 療育手帳制度要綱(昭和48年9月
27日厚生省発児第156号)に定める
療育手帳の交付を受けた者

ウ 特別児童扶養手当等の支給に関す
る法律(昭和39年法律第134号)に
定める特別児童扶養手当の支給対象
児、国民年金法(昭和34年法律第14
1号)に定める国民年金の障害基礎
年金等の受給者

エ 精神保健及び精神障害者福祉に関
する法律(昭和25年法律第123号)
第45条に定める精神障害者保健福祉
手帳の交付を受けた者

④ 「その他の世帯」……保護者の申請
に基づき、生活保護法(昭和25年法律
第144号)に定める要保護者等特に困
窮していると児童福祉法第56条の規定
による都道府県又は市町村の長が認め
た世帯

7 次の(1)から(3)までのいずれかに該当す
る者については、地方税法第292条第1
項第11号に規定する寡婦又は同項第12号
に規定する寡夫とみなし、その者の前年

の所得（地方税法第292条第1項第13号に規定する所得金額の合計額。1月から6月までの間の利用においては、前々年とする。以下同じ。）が同法第295条第1項第2号の規定に該当するときは、市町村民税非課税として取扱う。

また、上記により寡婦又は寡夫とみなした者（母又は父を除く。）であって、市町村民税非課税として取り扱う者以外の者については、1における所得割の額を計算する場合には、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の合計から、(1)又は(3)に該当する場合にあつては26万円を、(2)に該当する場合にあつては30万円を控除するものとし、2における所得税の額を計算する場合には、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の合計から、(1)又は(3)に該当する場合にあつては27万円を、(2)に該当する場合にあつては35万円を控除するものとする。

(1) 婚姻によらないで母となった女子であつて、現に婚姻をしていないもののうち、扶養親族その他その者と生計を一にする子（前年の所得（地方税法第313条第1項に規定する所得の合計額。以下同じ。）が所得税法第86条第1項の規定により控除される額（以下「基礎控除額」という。）以下である子（他の者の同一生計配偶者又は扶養親族である者を除く。以下同じ。））を有するもの（(2)に掲げる者を除く。）

(2) (1)に掲げる者のうち、扶養親族である子を有し、かつ、前年の所得が500万円以下であるもの

(3) 婚姻によらないで父となった男子であつて、現に婚姻をしていないものの

うち、その者と生計を一にする子（前年の所得が基礎控除額以下である子）を有し、かつ、前年の所得が500万円以下であるもの

8 同一世帯から2人以上の児童等が措置されている場合においては、その月の徴収金基準額の最も多額な児童等以外の児童等については、この表又は表2の基準額に0.1を乗じた額をもってその児童等の基準額とする。

ただし、同一世帯から2人以上の児童等が入所し、かつ、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院、助産施設及び里親への措置児童等の属する世帯の扶養義務者が、児童福祉法第21条の5の2の障害児通所給付費又は第24条の2の障害児入所給付費を支給されている場合、当該措置児童等の世帯に係る徴収金基準額については、「児童入所施設に係る徴収金基準額+児童入所施設に係る徴収金基準額×0.1×（当該世帯における施設入所児童の人数－1）」を当該世帯に係る上限（当該世帯における施設入所児童のうち、徴収金基準額が全額徴収又は日割りであること若しくは児童自立支援施設通所部、児童心理治療施設通所部の徴収金基準額である場合は、当該世帯における施設入所児童の徴収金基準額の合算額を当該世帯の上限額とする。なお、児童福祉法第21条の5の2の障害児通所給付費又は第24条の2の障害児入所給付費を支給されている児童等に係る徴収金基準額は、「障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金について（平成19年12月18日厚生労働省発障第1218002号厚生労

働事務次官通知)」等の徴収金基準額とする。)とし、その額がその月の利用者負担額(児童福祉法第24条の7に規定する食事の提供に要した費用及び居住に要した費用並びに児童福祉法第21条の5の28に規定する肢体不自由児通所医療又は第24条の20に規定する障害児入所医療に係る利用者負担を含む利用者負担の上限額(実際に利用者負担として支払った額が上限額を下回る場合は当該支払った額とする。)をいう。以下同じ。)を上回る場合は、その額と障害児施設の利用者負担額との差額を児童入所施設に係る徴収金基準額とし、障害児施設の利用者負担額が当該世帯の上限額を上回る場合は、児童入所施設に係る徴収金基準額は0円とする。

9 (i) 児童福祉法第22条に規定する助産施設の実施は、その妊産婦が次のいずれかに該当するときは行わないものとする。

ア その妊産婦の属する世帯の階層区分がD階層であるとき。ただし、真にやむを得ない特別の理由があるときはD階層のうち市町村民税所得割の額が19,000円までの場合であっても差し支えない。

イ その妊産婦の属する世帯の階層区分がA階層及びB階層である場合を除いて、その妊産婦が社会保険の被保険者、組合員又は被扶養者でその社会保険において出産育児一時金等の出産に関する給付を受けることができる額(医学的管理の下における出産について、特定出産事故に係る事故が発生した

場合において、出生者の養育に係る経済的負担の軽減を図るための補償金の支払に要する費用の支出に備えるための保険契約（出生者等に対し、総額3,000万円以上の補償金を支払う契約）が締結されており、かつ、特定出産事故に関する情報の収集、整理、分析及び提供の適正かつ確実な実施のための措置を講じている場合に、その保険料相当額として支払われる額を除く。以下「出産一時金」という。）が、404,000円以上であるとき。

② 入所妊産婦に係るこの表の適用については、その出産一時金の額にB階層にあつては、20%、C階層にあつては30%、D階層の市町村民税所得割の額が19,000円までの場合にあつては、50%をそれぞれ乗じて得た額をこの表の徴収金基準額に加えるものとする。なお、この表の徴収金基準額は、その入所した日から退所した日までの期間に係る基準額とみなす。

表 2

各月初日の措置児童等の属する世帯の階層区分		入所施設
階層区分	定義	徴収金基準額（月額）
(略)		
備考	1～4 (略) 5 同一世帯から2人以上の児童等が措置されている場合においては、その月の徴	

表 2

各月初日の措置児童等の属する世帯の階層区分		入所施設
階層区分	定義	徴収金基準額（月額）
(略)		
備考	1～4 (略) 5 同一世帯から2人以上の児童等が措置されている場合においては、その月の徴	

<p>収金基準額の最も多額な児童等以外の児童等については、この表又は表1の基準額に0.1を乗じた額をもってその児童等</p>	<p>収金基準額の最も多額な児童等以外の児童等については、この表、表1-1又は表1-2の基準額に0.1を乗じた額をも</p>
<p>6 措置児童等が、3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した障害児であつて小学校就学の始期に達するまでの間にあるものである場合は、<u>法</u>第56条第2項の規定にかかわらず、当該措置児童等にかかる措置費のうち実費負担に相当する部分を除いた部分については徴収しないこととする。</p> <p>ただし、当該措置児童等にかかる措置費のうち実費負担に相当する部分については、この表の基準額を上限として徴収することができる。</p> <p>7 (略)</p>	<p>6 措置児童等が、3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した障害児であつて小学校就学の始期に達するまでの間にあるものである場合は、<u>児童福祉法</u> 第56条第2項の規定にかかわらず、当該措置児童等にかかる措置費のうち実費負担に相当する部分を除いた部分については徴収しないこととする。</p> <p>ただし、当該措置児童等にかかる措置費のうち実費負担に相当する部分については、この表の基準額を上限として徴収することができる。</p> <p>7 (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。

- (1) 表1-1備考の改正 平成31年4月1日
- (2) 表1を表1-1（令和元年6月30日まで）とする改正 令和元年6月1日
- (3) 表1-2を加える改正 令和元年7月1日
- (4) 表2の備考5中表1-2を加える改正 令和元年7月1日
- (5) 表2の備考6の改正 令和元年10月1日